

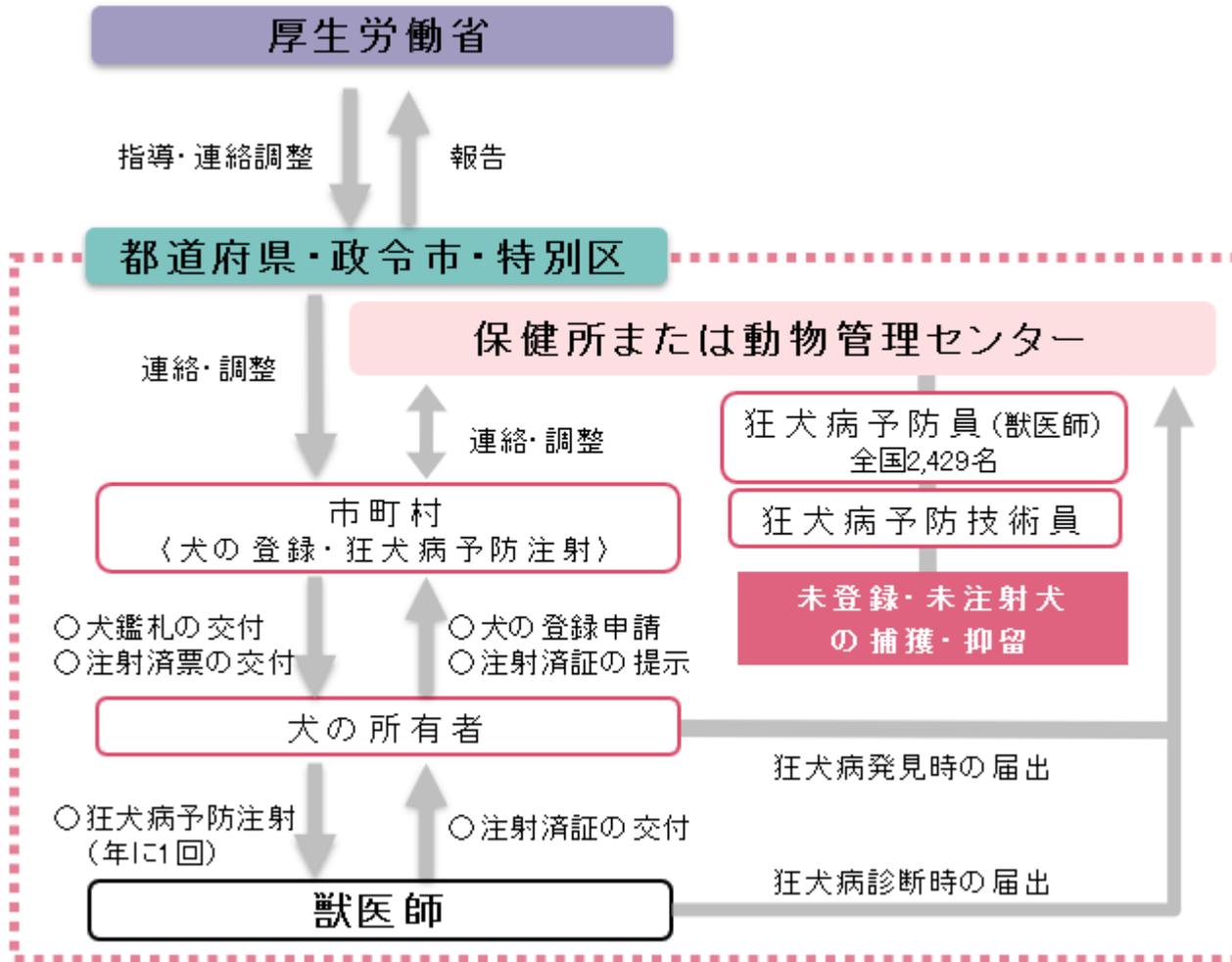
犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等 (管理番号10)

35

令和6年7月
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

狂犬病予防法に基づく国内の狂犬病対策

36



犬の所有者の義務

- ① 犬の登録(生涯1回)
(法第4条)
- ② 犬の予防注射(毎年1回)
(法第5条)
- ③ 鑑札・注射済票の装着
(法第4条、第5条)

狂犬病予防法の事務手続きにおける市町村間のやり取り

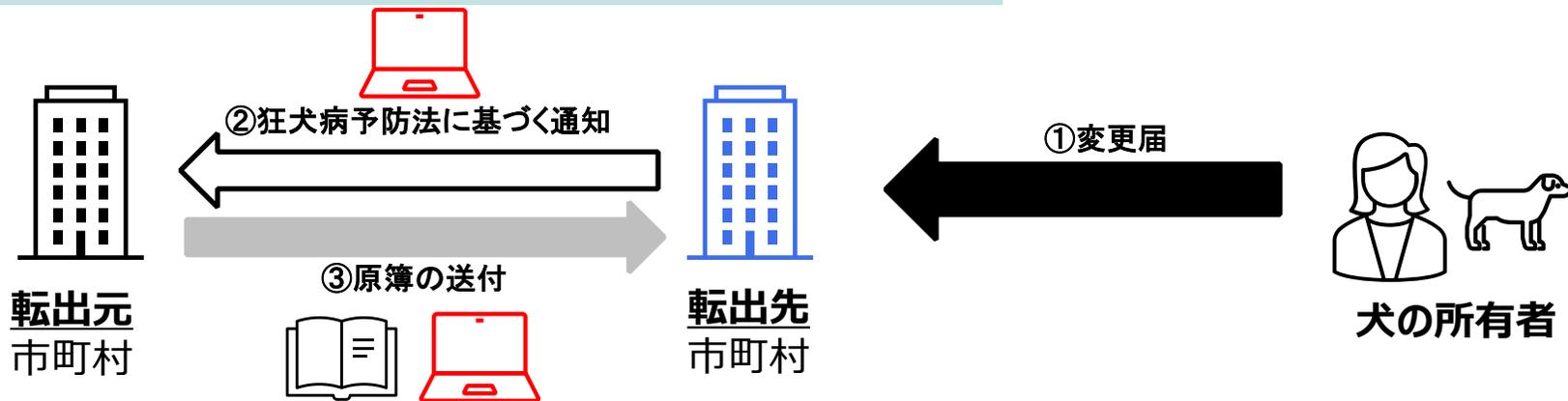
【犬の所在地の変更時】

従来：郵送によって対応



現在：郵送以外の方法で送付することを事務連絡に明記

37



②犬の新所在地の市町村から旧所在地の市町村への通知 及び ③旧所在地の市町村から新所在地の市町村への原簿送付については、狂犬病予防法に通知/送付方法についての具体的な規定はない。

→令和6年3月、郵送以外の方法により通知/送付することが可能である旨を事務連絡（※）に明記。

※「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ & A（第5版）」（令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添）

要望の概要

犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関して、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようにするなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること。

また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。

38

ご提案に対する回答

ご提案の「全国統一的なシステムを整備すること」については、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

後段の、通知方法及び原簿の送付方法に関する要望については、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)において、郵送以外の方法により通知・送付することを妨げるものではない旨を既にお示ししているところである。

○ 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)(抄)

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5・6 (略)

39

○ 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)

(登録の変更等)

第二条の二 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更した旨の届出又は同条第五項の規定による犬の所有者の変更があつた旨の届出があつたときは、当該登録を変更しなければならない。

2 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出(当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。)があつたときは、犬の所有者に、犬の旧所在地を管轄する市町村長が交付した鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地を管轄する市町村長に犬の新所在地を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。

○ 「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)

【犬の新所在地である特例制度不参加市町村の事務】

(2) 犬の新所在地の市町村は、犬の旧所在地の市町村に犬の新所在地を通知します。
なお、狂犬病予防法においては、旧所在地への通知方法について具体的な規定はなく、
郵送以外の方法により通知することを妨げるものではありません。

【犬の旧所在地である特例制度参加市町村の事務】

○ 新所在地の市町村から通知を受けた後、狂犬病予防法施行規則第16条の6第2項の規定により、当該新所在地の市町村に対して原簿を送付します。なお、狂犬病予防法においては、原簿の送付方法について具体的な規定はなく、郵送以外の方法により送付することを妨げるものではありません。

(項番114)

狂犬病予防法の特例の参加促進について

御提案の概要（神戸市）

御提案に対する回答の説明（厚生労働省、環境省）

114. 狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収等によるワンストップサービス（狂犬病予防法の特例）への参加促進

狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ（MC）の登録手数料と同時に自治体が徴収すること等、自治体が狂犬病予防法の特例に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。

それにより、**狂犬病予防法の特例（特例制度）の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。**

ト

※提案自治体から意見いただいた具体的な支障事例

- ・各市町村が条例で定めている狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を指定登録機関が環境大臣の登録時に同時に徴収しないため、実質条例で定める手数料を徴収する機会がなくなる。
- ・特例制度に参加している市町村と参加していない市町村が混在しているため、転居した場合の事務が繁雑になる。

動物愛護管理法第39条の7第1項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合には、同条第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の規定に基づく届出があったものとみなすこととされている。

この場合においても、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合、**手数料の徴収は法的に可能**であり、「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」（環境省事務連絡）で既にお示ししている。

またその**徴収方法についても**、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ & A（第5版）」（厚生労働省及び環境省事務連絡）で既にお示ししており、①自治体から飼い主に対する納付通知書等の送付による徴収や、②民間団体（地方獣医師会等）への徴収業務の委託等の方法が可能である。

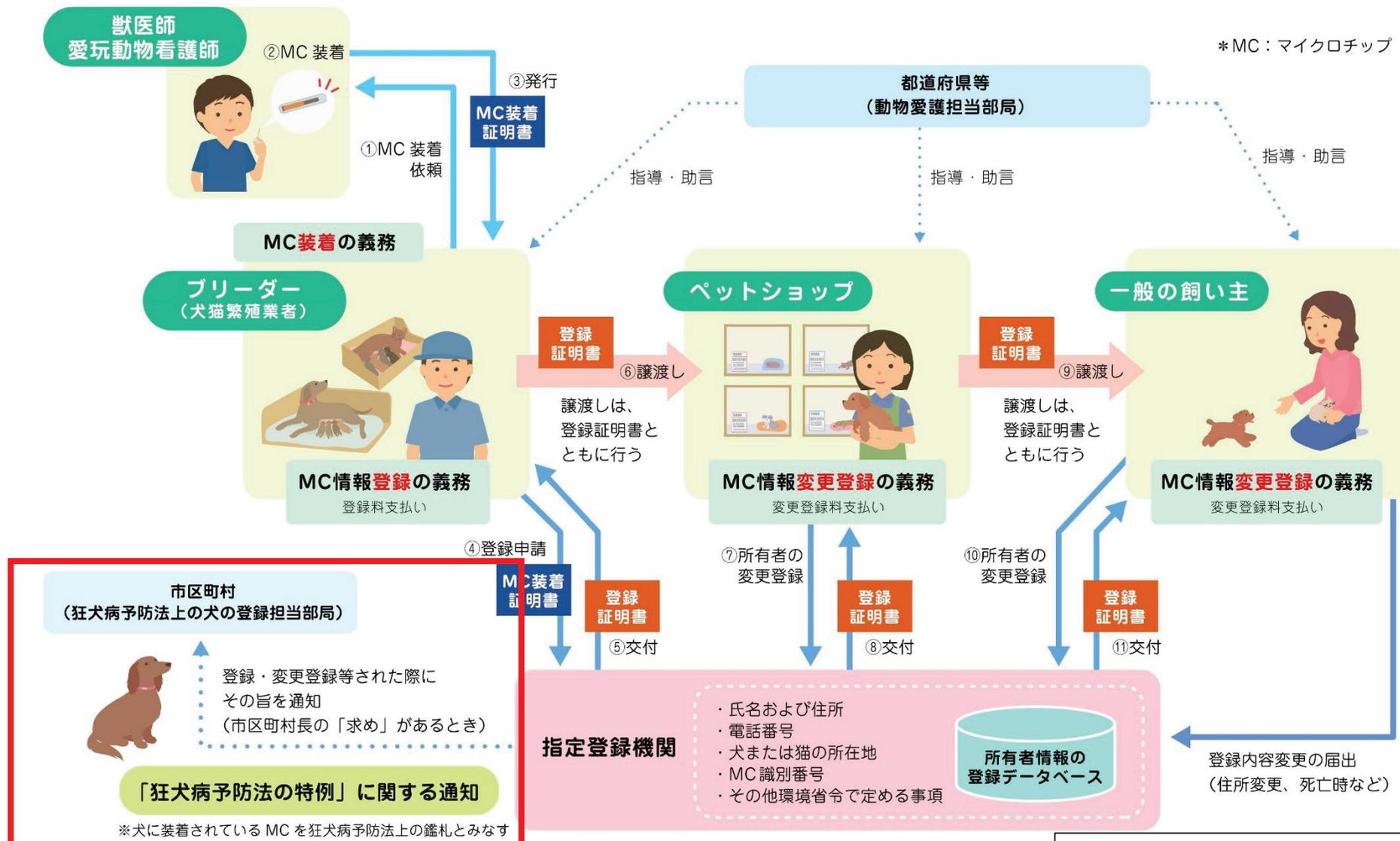
引き続き「狂犬病予防法の特例制度」について、自治体への情報提供や周知の取り組みを進めてまいりたい。

重点5: 犬の登録及び管理方法の見直し等（環境省）

(項番114)

狂犬病予防法の特例（特例制度）について

犬猫所有者のマイクロチップ装着・登録の全体像



- 犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。
- MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

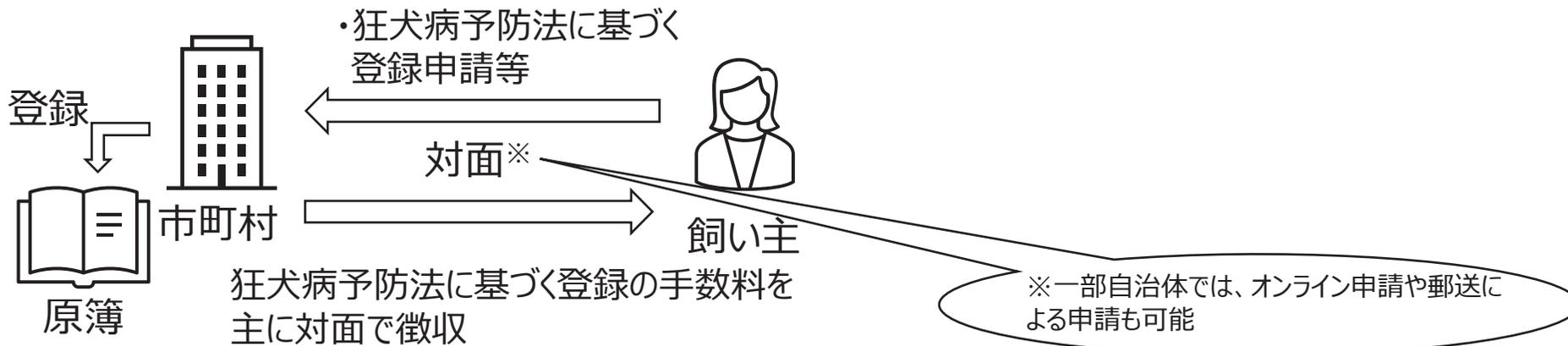
※指定登録機関への登録料は400円（用紙による申請の場合は1,400円）。

原案：環境省
制作：公益社団法人日本愛玩動物協会

(項番114)

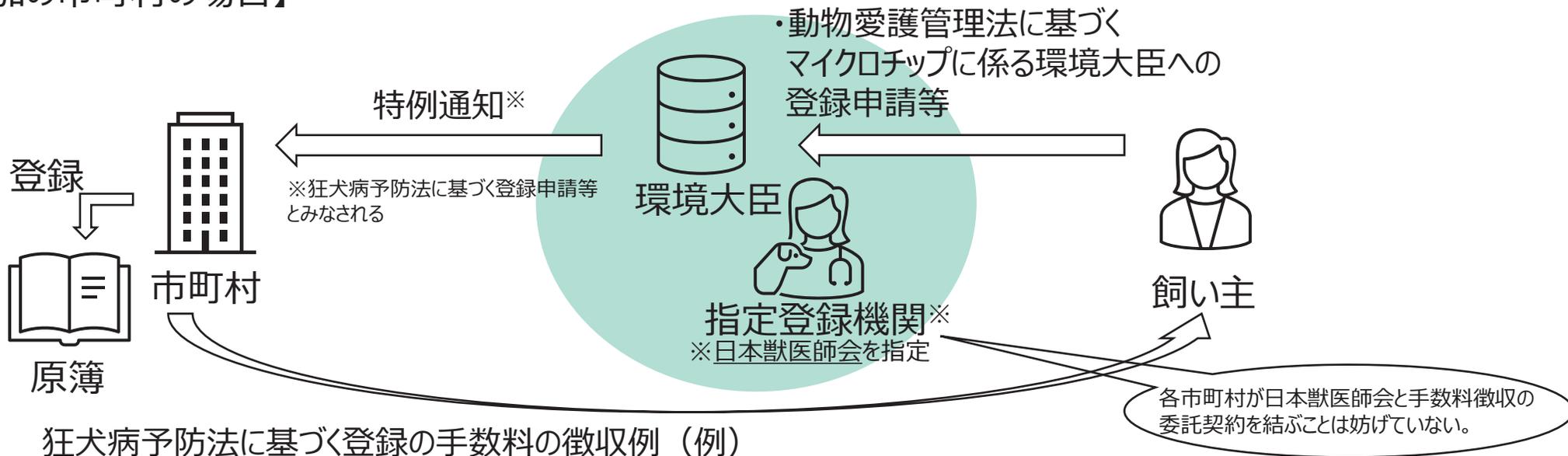
市町村の条例で規定された狂犬病予防法に基づく登録の手数料の徴収方法等について

【特例不参加の市町村の場合】



43

【特例参加の市町村の場合】



狂犬病予防法に基づく登録の手数料の徴収例（例）

- ① 飼い主への納付書等の送付による徴収
- ② 民間団体（地方獣医師会等）へ業務委託することによる徴収

参照条文 (1/2)

○動物の愛護及び管理に関する法律

(狂犬病予防法の特例)

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。

5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。

6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

参照条文 (2/2)

○狂犬病予防法 (登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

参照通知 (1/2)

- 動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における
狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて(令和4年4月8日付け 事務連絡)

平素より動物愛護管理行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和4年2月9日から5月31日まで配信することとしている「第1回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会」における法令・制度の概要に係る環境省からの説明の中で、標記について疑義が生じており、関係省庁に確認後、追って回答を周知するとお伝えしていました。今般、下記のとおり、令和4年6月1日の改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第39条の7第1項に基づき、市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が環境大臣から通知を受けた場合における狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の登録に係る手数料の徴収の可否に係る考え方について整理しましたのでお知らせいたします。都道府県におかれましては、管内市町村（中核市及び特別区を含む。）の関係部局に周知いただくよう、お願いいたします。なお、本件については総務省自治行政局行政課及び厚生労働省健康局結核感染症課と協議済みであることを申し添えます。また、詳細な手続や手数料の額の考え方等については、追って御連絡いたします。

記

動物愛護管理法第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合において、同条第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録の申請又は同条第5項に基づく届出があったものとみなされ、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の登録に係る事務が発生する場合には、当該事務は一私人の利益又は行為のため必要となったものであること、また、狂犬病予防法第23条第2第1号において、同法第4条の規定による登録の手続に要する費用については、犬等の所有者が負担することとされていることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条に基づく手数料として、各市町村において、条例に根拠規定を整備することにより、手数料を徴収することは妨げられないと解される。

参照通知 (2/2)

- マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ & A (第5版) について
(令和6年3月28日付け 事務連絡)

5 - ② 特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料をどのように徴収すれば良いですか。

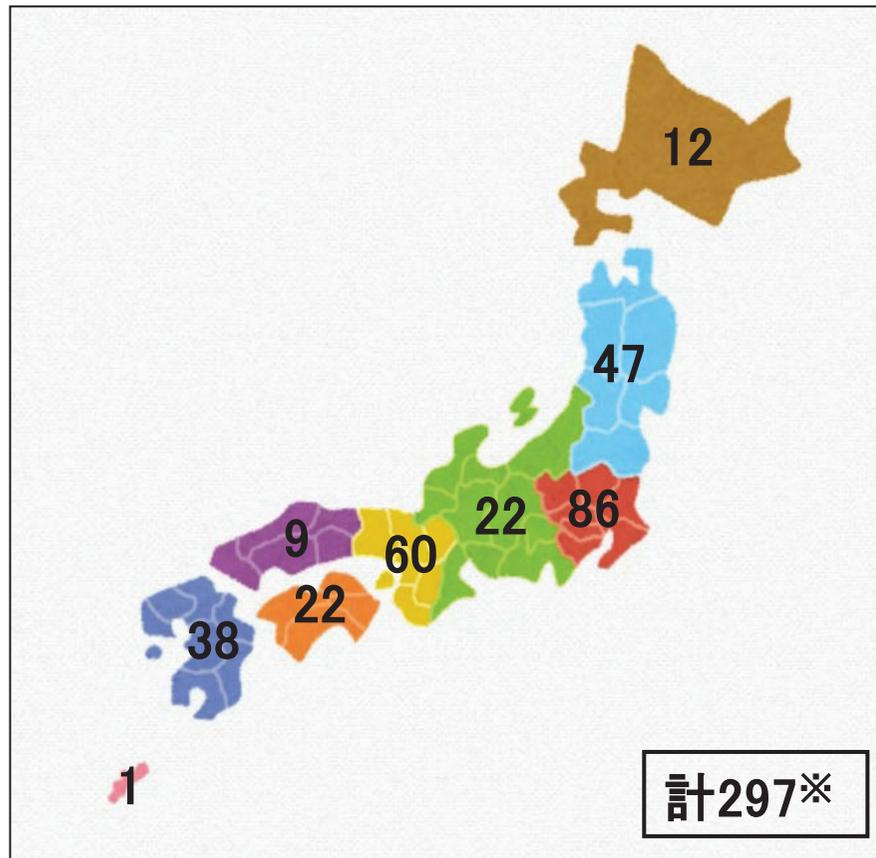
(環境省及び厚生労働省回答)

- 特例制度参加市町村は、管内のマイクロチップが装着された犬の新規登録に関して、指定登録機関からの特例通知を受け、登録システムに登録されている犬の所有者の連絡先の情報を活用して、犬の所有者に連絡（手数料納付書の送付等）を取り、犬の登録に係る手数料の徴収手続を行うことが考えられます。
- 手数料の徴収に当たって、現在、市町村においては、狂犬病予防法の規定による業務を地方獣医師会に委託し、会員動物病院において狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録や同法第5条の規定による狂犬病の予防注射に関する業務を行っていることも承知していません。特例制度参加市町村においては、指定登録機関からの特例通知の情報に基づく当該会員動物病院における犬の登録に係る手数料の徴収や狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第16条の4の規定による鑑札の提出についても、新たな委託業務として、地方獣医師会に委託することなども考えられます。
- なお、指定登録機関による収納代行については、動物愛護管理法第39条の10第1項の規定による指定登録機関の業務には含まれておりません。また、公益社団法人日本獣医師会が全国の各市町村と収納代行契約を締結することについても、その準備が整っていないことから、当面の間は、市町村自らによる手数料の徴収又は地方獣医師会への業務委託等を検討いただくようお願いします。

(項番114)

特例制度の参加状況（令和6年7月1日時点）

48



※市町村参加率 17.1%
人口カバー率 34.5%

＜政令指定都市・中核市・特別区の状況＞

- 東北地方
 - ・岩手県: 盛岡市
 - ・福島県: 郡山市
- 関東地方
 - ・埼玉県: 越谷市
 - ・千葉県: 船橋市、柏市
 - ・東京都: 目黒区除く22区、八王子市
 - ・神奈川県: 川崎市、相模原市
- 中部地方
 - ・福井県: 福井市
 - ・静岡県: 静岡市
- 関西地方
 - ・京都府: 京都市
 - ・大阪府: 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市
 - ・奈良県: 奈良市
- 中国地方
 - ・広島県: 福山市
 - ・山口県: 下関市
- 四国地方
 - ・愛媛県: 松山市
 - ・高知県: 高知市
- 九州地方
 - ・福岡県: 福岡市、北九州市

・緑: 政令指定都市(8)
・青: 中核市(19)
・黄: 特別区(22)

●【求め】をしている市町村

北海道	12	青森県	14	岩手県	15	宮城県	7	福島県	11	茨城県	3	群馬県	1	埼玉県	5
千葉県	24	東京都	43	神奈川県	10	新潟県	1	石川県	1	福井県	9	静岡県	7	愛知県	1
三重県	3	京都府	1	大阪府	31	奈良県	11	和歌山県	17	鳥取県	1	広島県	4	山口県	4
徳島県	2	愛媛県	7	高知県	13	福岡県	28	熊本県	8	鹿児島県	2	沖縄県	1		

(項番115)

犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

御提案の概要（神戸市）

御提案に対する回答の説明（環境省）

115. 犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大

犬猫のマイクロチップ（MC）情報を、不適切な飼育をしている飼い主への指導などのより広範な動物愛護行政に使用できるよう、使用目的の範囲を広げること。

※提案自治体から意見いただいた具体的な支障事例

① 外飼いの猫の飼い主への指導に、マイクロチップから読み取った情報を使うことができない。

・路上死体となった犬猫の飼い主への連絡に、マイクロチップから読み取った情報を使うことができない。

収集した個人情報（マイクロチップ情報）は、個人情報保護法第69条第1項に基づき動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲で、現在でも自治体による利用が可能である。

① 外飼いの猫の飼い主への指導

A. 当該猫の所有者が判明している場合

既に自治体が把握している所有者の情報から指導可能である。

B. 当該猫の所有者が判明していない場合

所有者が判明していない猫について、**動物愛護管理法第35条に基づく所有者の発見、返還に努めるための事務の執行に必要な範囲でマイクロチップ情報を照会することで、所有者が判明するため、上記同様、当該猫の所有者に指導可能**である。

② 路上死体となった犬猫の飼い主への連絡

動物愛護管理法36条第2項に基づき都道府県等が路上死体を収容した場合は、同項及び同条第3項で準用される告示に基づき、**自治体が、路上死体を所有者に返還等することが適切な措置として判断すれば、その事務の執行に必要な範囲でマイクロチップ情報を照会し、所有者に連絡可能**である。

個人情報が利用可能な場合に該当するか、現場の状況を踏まえて各自治体において個別に判断するに当たり、不明点があれば環境省へお問い合わせいただきたい。

参照条文 (1/3)

○動物の愛護及び管理に関する法律 (犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 (略)

3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5～6 (略)

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 (略)

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

参照条文 (2/3)

○ 個人情報保護法

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

参照条文 (3/3)

○犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）

第1～4（略）

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において処理し、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより処理するなど適切な措置を講ずること。

○動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬及び猫の登録に係る個人情報保護方針

1～2.（略）

3. 利用目的

環境大臣は、2で収集した個人情報を、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲で利用します。当該事務の執行に必要な範囲としては以下を含みますが、これらに限られません。

- 52
- (1) 動物愛護管理法その他の法令の目的に基づいて行うメール・電話等による犬又は猫の所有者への連絡
 - (2) 動物愛護管理法その他の法令に係る政策立案の参考とするための犬又は猫の所有者へのアンケート調査
 - (3) 特定の個人との対応関係を排斥した統計情報の作成

4.（略）

5. 第三者への提供

環境大臣は、3の利用目的のために、書面又は電磁的方式により、以下のとおり2の個人情報の全部又は一部を第三者に提供します。

- (1) 動物愛護管理法及び施行規則に基づき、都道府県知事等、市町村（特別区を含む。）の長、獣医師(施行規則に規定の範囲の獣医師に限る。)及び厚生労働大臣
- (2) 遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、警察署長

6. 利用及び提供の制限

個人情報保護法第69条に規定されているとおり、環境大臣は、法令に基づく開示要請があった場合やその他の特別の理由のある場合等、個人情報保護法上の例外事由に該当する場合を除き、3の利用目的以外の目的のために2で収集した個人情報を自ら利用し、又は第三者に提供しません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。

7～13.（略）

■ 提案団体の提案の概要

景観法では、景観計画を策定又は変更する場合、都市計画審議会の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は**当該手続きを不要とするよう見直しを求める。**



■ 提案団体の見解(抄)

- 景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上での景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しい。
- 景観計画のうち、建築物の意匠の基準、色彩のマンセル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、都計審における議論としては相応しくないのではないか。
等から、**都計審の意見聴取手続きを不要とすべき**である。



■ 提案に対する回答

景観法においては、**都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から**景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、**あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこと**としている。

なお、景観計画は都市計画ではないため、**都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。**

【参考】景観法
(平成十六年法律第一百十号)
(抄)

- (策定の手続)
第九条 (略)
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。
- 3~7 (略)
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の 交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の 策定の見直し 【重点番号7】

54

国土交通省 住宅局市街地建築課
令和6年7月

重点7:地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
補助金の交付要件となっている市町村耐震改修
促進計画の策定の見直し(国交省)

耐震改修の促進について

- 発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大地震の発生を見据え、住宅・建築物の耐震化の推進が不可欠。
- 耐震改修促進法では、法の目的及び国が基本方針で定める目標等の達成に向け、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定し、計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進。

耐震改修促進法の制定・改正経緯

- ・ H7年 阪神・淡路大震災
⇒ H7年 制定
- ・ H16年 新潟県中越地震
⇒ H18年 改正(耐震改修促進計画等)
- ・ H23年 東日本大震災
⇒ H25年 改正(耐震診断義務付け等)

国による基本方針

- 耐震化の目標
- ※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月閣議決定)の中長期目標 及び「住生活基本計画」(令和3年3月閣議決定)にも記載
- ・住宅：令和12年までに耐震性の不十分なものをおおむね解消
- ・耐震診断義務付け対象建築物：令和7年までに耐震性の不十分なものをおおむね解消

耐震化の促進のための所管行政庁による規制措置

指導・助言

- 住宅や小規模建築物を含む、全ての既存不適格建築物

指示・公表

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する一定規模以上の建築物等

耐震診断の義務付け・結果の公表

- 要緊急安全確認大規模建築物
 - ・病院、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物
 - ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模な建築物 等
- 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進計画に位置付け)
 - ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
 - ・庁舎、避難所等の防災拠点建築物

都道府県・市町村による耐震改修促進計画

- 想定される地震規模、被害状況、耐震化の現状等を勘案し、地方公共団体ごとに目標を設定し、地域の実情に応じた耐震化の施策を計画的かつ総合的に促進

記載事項

- 耐震診断・耐震改修の目標
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策等
- 啓発及び知識普及の取組
- 所管行政庁と連携した勧告又は命令等の措置の実施 等

策定状況

(令和5年4月時点)

- 都道府県 47都道府県 (100%)
- 市区町村 1,719市区町村 (99%)

耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- 耐震性に係る表示制度(任意)

補助・税制等の実施

- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・耐震改修促進税制 等
- ・地域防災緊急建築物整備緊急促進事業

建築物耐震対策緊急促進事業(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

1. 事業概要

多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の、耐震診断や耐震改修・除却・建替え等に対して支援を行う

2. 事業要件

- (耐震診断・補強設計) ○ 地方公共団体が定める耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき実施されること
 (耐震改修等) ○ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
 ○ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く)
 ○ 建替後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること
 ○ 建替後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること など

<建築物の耐震化に関する主なメニュー>

対象建築物		対象となる建築物の概要	補助率(民間が事業主体の場合)		
			耐震診断(※1)	補強設計	耐震改修等(※2)
耐震診断義務づけ建築物	要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院、劇場、集会場、百貨店等) ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(小学校、老人ホーム等) ・一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等	/	国1/2 地方1/3	国1/3 地方11.5%
	要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な防災拠点建築物 ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物		国1/2 地方1/3	国2/5 地方1/3
上記以外の建築物	避難場所等	避難所等	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
		上記以外の建築物	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%
	沿道建築物	緊急輸送道路	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
		上記以外の避難路	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%

※1 限度額 1,050~3,670円/㎡

※2 限度額 51,200円/㎡(建築物の場合)、除却・建替えの場合は改修費用相当額に対して助成

○社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本総合整備計画を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することが出来るものであることから、社会資本総合整備計画の作成・提出は必要。

交付金の概要

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金
- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「**社会資本総合整備計画**」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

住宅・社会資本の整備

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備 等

整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

<整備計画への記載事項>

- 計画の名称
 - 計画の期間
 - 計画の目標
 - 交付対象事業の概要
(事業名、実施期間、
全体事業費等) 等
- 計画全体に関する部分
- 各事業に関する部分

令和6年地方分権改革に関する提案と回答

提案事項

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって、市町村耐震改修促進計画策定を要件としないこと

提案概要

地域防災拠点建築物緊急促進事業においても、社会資本整備総合交付金と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同補助金の対象とすること。



第1次回答抜粋

○ 令和4年度地方分権対応にて発出した、「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について（技術的助言）」（令和5年3月2日付け国住市第87号、国住事防第26号）において、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当」するとしている。

○ したがって、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画における市町村計画に記載すべき内容の部分は、市町村計画と扱っているところ。

令和6年地方分権改革に関する提案と現在の運用

提案概要

地域防災拠点建築物緊急促進事業においても、社会資本整備総合交付金と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同補助金の対象とすること。

現在の運用

耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合は、耐震改修促進計画に該当

社会資本総合整備計画

- 計画の名称
- 計画の期間
- 計画の目標
- 交付対象事業の概要
(事業名、実施期間、全体事業費等)
- 耐震改修等の目標、施策等

耐震改修促進計画に該当

耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成することにより地域防災拠点建築物緊急促進事業補助金の活用が可能。

(参考)令和4年度地方分権改革の対応について

耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画については、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当し、別の計画を策定することなく、支援対象とすることを明確化

見直し前

住宅・建築物耐震改修事業の助成を受けるため社会資本総合整備計画及び耐震改修促進計画の作成が必要

社会資本総合整備計画

- 計画の名称
- 計画の期間
- 計画の目標
- 交付対象事業の概要
(事業名、実施期間、全体事業費等) 等



耐震改修促進計画

- 耐震改修等の目標・施策
- 啓発及び知識普及
- 所管行政庁との連携
(規制・誘導的措置) 等

見直し後

耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合は、助成対象

社会資本総合整備計画

- 計画の名称
- 計画の期間
- 計画の目標
- 交付対象事業の概要
(事業名、実施期間、全体事業費等)
- 耐震改修等の目標、施策等

耐震改修促進計画に該当

令和4年度地方分権対応にて発出した通知文(抜粋)

社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、市町村が事業主体となる住宅・建築物耐震改修事業については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第1項に定める市町村耐震改修促進計画(以下「市町村計画」という。)を定めることを要件としているが、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当、別途市町村計画を策定せずとも同交付金の交付対象とする。

建築基準法第86条に基づく一団地認定の 区域見直しに係る要件の緩和 【重点番号22】

国土交通省 住宅局市街地建築課
令和6年7月

重点22: 建築基準法第86条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和
(国土交通省)

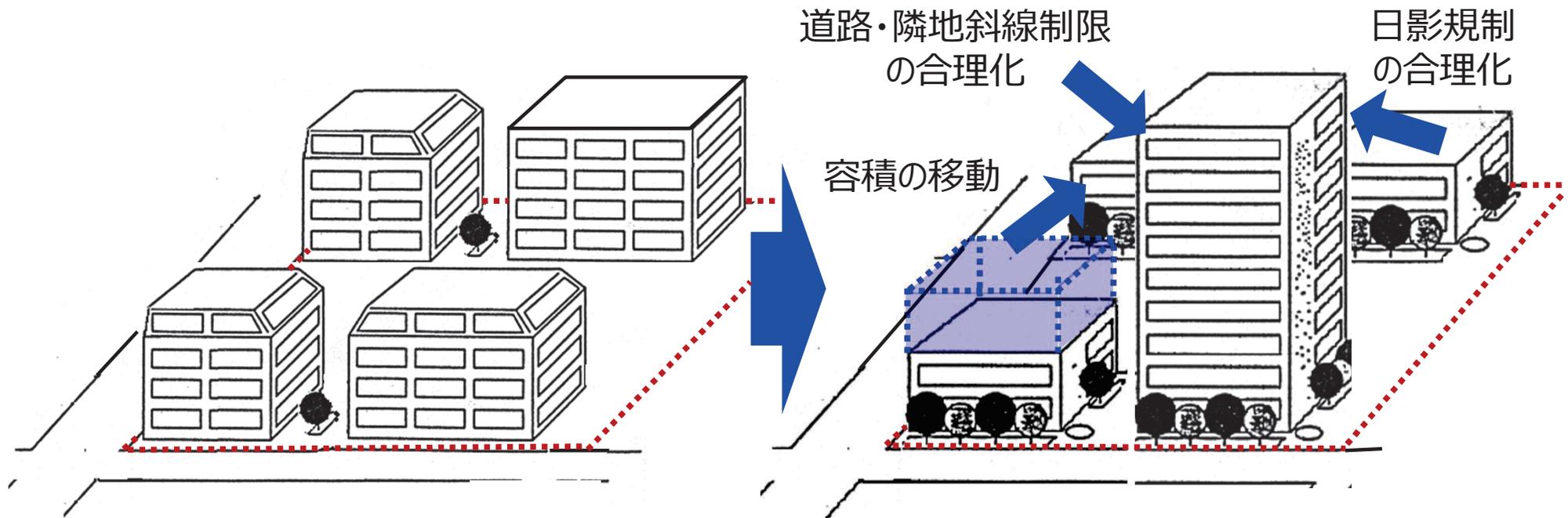
- 一定の土地の区域内で相互に調整した合理的な設計により建築等される1又は2以上の建築物について、安全上、防火上、衛生上支障がないと認められる場合は、土地所有者等の全員合意を得たうえで、それらの建築物が同一敷地内にあるものとみなして一体的に容積率等の規制を適用することができる（いわゆる一団地認定）。
- 一団地認定は、土地所有者等の全員合意をもって取消しができる。

<制度のイメージ>

実績：18,139件※（令和5年3月末現在）

※法第86条第3項の許可の実績を含む

62



<一の敷地とみなされることによる制限の合理化の例>

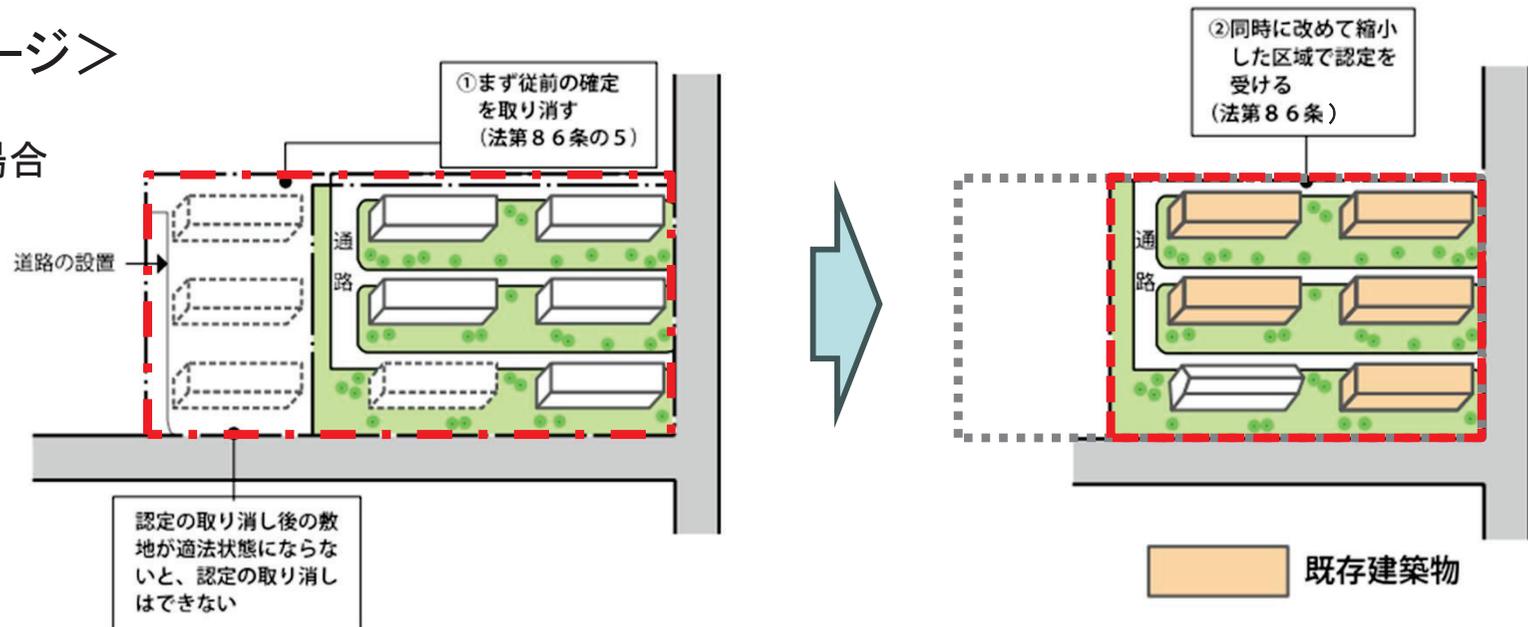
特例の対象（法律）	合理化の例
接道義務（第43条）	接道していない敷地と接道している敷地を一の敷地とみなし、 本来接道していない敷地に建築可能
容積率（第52条）	区域内の 未利用の容積率を他の建築物に配分
日影規制（第56条の2）	区域内における敷地の境界線によらず、 区域内の個別の建築物の状況を勘案して日影規制を適用

- 現行の規定では、一団地認定の区域縮小のための手続きはない。
- 一団地認定を受けた区域内での建替え等に伴い認定の対象区域を縮小しようとする場合は、従前の対象区域全体について認定の取消しを受けると同時に、新たに縮小した区域で認定を受けることで、実質的に区域の縮小を行うことが可能。
- この際、認定の取消し、再認定のそれぞれにおいて区域内で全員合意が必要。

区域を縮小する場合の手続き(規定)	土地所有者等の合意
①従前の認定の取消し(§ 86-5)	①取消しに際し従前の認定の対象区域内で全員合意が必要
↓	↓
②縮小した区域で再認定(§ 86)	②再認定に際し新たに縮小した区域内で全員合意が必要

<現行制度のイメージ>

例) 9棟分の対象区域を
6棟分※へ縮小する場合
※図ではうち1棟を建替え



提案事項 建築基準法第86条に基づく一団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和

提案概要 建築基準法第86条に基づく一団地認定について、区域縮小のための同意の要件を緩和するなどの措置を講ずること。



第1次回答

○ 一団地認定制度において、区域を縮小する場合の実態を調査し、土地の所有者等による全員同意に係る緩和のニーズや区域を縮小する場合の土地の所有者等への影響などを把握した上で、今後の対応について検討する。